

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス桜井大福店

所在地 桜井市大字大福一二六〇ほか

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 危機管理課

(1) 交通対策

中和幹線及び店舗に隣接する道路より車両が店舗敷地へ進入退出する際、車両運転手が歩道を歩行中の歩行者に対して注意して進入退出等を行うような注意喚起対策を講じること。

また、当該駐車場等の安全確保のため各駐車場枠に車止めの設置等の対策を講じること。

(2) 防犯（犯罪抑止）対策

店内及び当該駐車場等における防犯（犯罪抑止）対策として、警備員の巡回に加え、防犯カメラ設置等の対策を講じること。

また、開発事業に関連する防犯灯の設置は、開発地周辺の地元と協議を行い、施設等が建設されることにより、開発地周辺において、防犯灯の設置の必要が生じた場合は、事業者において設置を行うこと。

2 環境総務課

(1) 地元区長をはじめ近隣関係住民と事前に立地の協議を行い、後日苦情がないよう了解を得ること。

また、諸手続後、開発（建築）工事及び竣工後の店舗営業等に際して、騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守し万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守し、適正に処理すること。

### 3 施設課

(1) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物は事業者自ら処理すること。

なお、桜井市グリーンパークに搬入する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第七条及び第四十八条に基づき再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届を環境部に提出すること。

イ 可燃物、不燃物及び資源物に分別し、廃棄物の減量に努めること。

ウ 廃棄物保管場所については、十分かつ適正に収納できる容量（生ごみ及び可燃物は三日分以上）を設けること。

エ 粗大ごみや資源物は自己処理すること。

オ 土曜日、日曜日及び祝祭日は搬入を行わないこと。

(2) 産業廃棄物については、関係機関との調整及び関係法令等に基づき適正に処理すること。

### 4 都市計画課

出店に当たっては、都市計画法、景観法、奈良県屋外広告物条例等に基づいて必要な手続を行うこと。手続に当たっては、都市計画課担当職員と事前に協議を行い、その指示に従うこと。

### 5 農林課

(1) 農業振興地域整備計画との整合性

農用地でないため問題なし。

(2) 周辺の土地利用への影響

該当箇所付近には農地が広がっている。それらの土地の営農に支障がないよう努めること。

また、既設の道路、水路等の保全に努め、隣接農地に被害を及ぼさないよう十分注意に努め、もし被害のあった場合は責任を持って補償し、一切の迷惑をかけること。

### 6 教育委員会事務局総務課

事業地近くに児童生徒の往来があることが考えられるので、付近を通る児童生徒には特に注意を払うよう安全対策を徹底させること。

### 7 教育委員会事務局学校教育課

当該店舗所在地は、大福小学校及び桜井西中学校区内であり、児童生徒が付近を通行する可能性があるため、従業員の通勤車両及び搬出入車両の運行や来客車両の誘導等には十分注意され、安全確保を図っていただきたい。

#### 8 教育委員会事務局文化財課

事前協議の結果にある「29. 埋蔵文化財の取り扱い関係」のとおりであり、特に意見はありません。

#### 9 農業委員会事務局

既設の道路や水路の保全に努めるとともに、周辺農地に被害を及ぼさないよう十分注意し、一切迷惑をかけないこと。

なお、施工場所に農地が存在するので、市街化区域農地については開発行為の許可後に農地法に基づく所定の手続をすること。

### 三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

### 四 縦覧期間

平成二十七年十二月十一日から平成二十八年一月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する祝日を除きます。

### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで